○国家公安委員会規則第十三号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

地方警務官の懲戒の取扱に関する規程等の一部を改正する規則

（地方警務官の懲戒の取扱に関する規程の一部改正）

第一条　地方警務官の懲戒の取扱に関する規程（昭和二十九年国家公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
様式第１号 令和　年　月　日 申　立　書 国家公安委員会委員長殿 警察庁長官　氏　名 次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。 官　職　氏　名 1　規律違反発覚の端緒 2　規律違反の年月日および場所 3　規律違反の内容 4　添付書類（別紙とする。） (1)　証拠	**様式第１号** 令和　年　月　日 申　立　書 国家公安委員会委員長殿 警察庁長官　氏　名　㊞ 次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。 官　職　氏　名 1　規律違反発覚の端緒 2　規律違反の年月日および場所 3　規律違反の内容 4　添付書類（別紙とする。） (1)　証拠